

3つの命令文：日英語の命令文と 潜在型／既存型スケール*

森 英 樹
(大阪大学)

キーワード：日英語の命令文，潜在型／既存型スケール，「みる」との共起性

1. はじめに

本論文では，日本語と英語の命令文を扱う。一口に命令文と言っても，命令形でなくとも機能的には行為の要請として用いられる，“Will you open the door?”といった疑問文なども少なからず存在する。そこで，便宜上，本稿で考察の対象とするデータは，(1-3)に示すような，主語を持たず，命令形（英語では動詞の原形）でかつ聞き手に向けられた典型的なものに限定する¹⁾。

- (1) a. Open the door.
b. 扉を開けろ。
- (2) a. Make a move.
b. 動いてみる。
- (3) うそつけ。

これらの例はいずれも文脈想起は容易で極めて自然な発話である。例えば，

* 草稿の段階より指導していただいた大庭幸男先生に心より感謝申し上げたい。また，数多くの有益なコメントをくださった2名の査読者の先生と，英語表現に関する議論に度々時間を割いていただいた Stuart Lamont 氏にも謝意を表したい。なお，本稿の不備はすべて筆者の責任によるものである。

1) これらの統語的な定義の他に，意味的な観点からも命令文の定義をしておこう。本論文で扱う命令文とは，広い意味で，聞き手に何らかの新たな行為の実現を促すことを述べる発話である。従って，いわゆる(1)のような典型的な命令文はもちろん，一見，命令していないかに思われる否定命令文における禁止なども，それは聞き手がその行為を止めるという新たな行為の実現を促すことを述べた発話として考える。この意味では，述べられた行為を止めることを促す(2)や(3)タイプも，聞き手に何らかの新たな行為の実現を促すという本定義に適うものである。

(1) は扉を開けることを促すという命令文としては典型的な発話、(2) は脅迫の文脈で人質に向かっての発話、(3) は明らかにうそと思われるような馬鹿げたことを言った相手に対する発話と考えれば十分であろう²⁾。本稿の目的は、(1) (2) (3) が各々、意味機能的に異なるタイプの命令文であることを主張し、それがどういふ点で異なっているのかを明らかにすることである。さらに、(3) のタイプの命令文が、日本語特有であることに着目し、他のタイプの命令文との違いを明確にしつつ、より一般的な命令文分析を試みる。

以下の構成は次のようになっている。次節では、本分析に関連する命令文の様々な言語事実を観察し、(1-3) がそれぞれ別のタイプの命令文であることを明らかにする。これを踏まえて、3節では、先行研究を紹介し、問題とする命令文の分析としては不十分であることを指摘する。4節では、本稿の提案を提示し、2節で取り上げたように、タイプごとに異なる振る舞いを見せるのはなぜかを考察する。5節では本分析の利点を述べる。そして6節はまとめと結論である。

2. 命令文のデータ

本節では、以下の考察の基礎となる命令文のデータ観察を行う。具体的には、まず、問題となる命令文が否定命令の含意を持つかという観点から考察した上で、これだけでは(1-3)を正確に分類できないことを確認する。そこで、否定命令の含意とは別に、日本語の命令文で語彙的に具現化される「みろ」に着目し、その共起性の観点から(1-3)の命令文を観察する³⁾。

2.1. 否定命令の含意

ここでは、(1-3)の命令文がそれぞれ否定命令の含意があるか否かを考察する。なお、本稿で用いる「含意」とは、ほぼ同意味に書き換え可能であるという程度

2) 英語、日本語ともに特定の同一文脈において、(1) (2) の命令文を使用することができる。この意味において、(1) (2) における英語と日本語の命令文の意味的対応は厳密ではないにしろ保障される。なお、各ペアの厳密な意味での対応に関する考察は本論文の対象外である。

3) 「ごらん」「みなさい」など「みろ」の変異体も「みろ」同様の機能を担う。これに関連して、「おっしゃい」「申せ」なども「(うそ) 言え」の変異体に関しても同様の扱いとする。

の全く一般的な用語である⁴⁾。命令文に含意される否定性の有無に関しては、理論的枠組みはそれぞれ違うものの、これまでの命令文の研究の中で少なからず注目されてきた基準である (cf. Quirk et al. 1985; Clark 1993; Takahashi 1994, 2000; 高橋 2004; etc.)。

まず、英語の場合を考えてみよう。(4) と (5) は (1a) と (2a) をそれぞれ否定命令文に書き換えたものである。

(4) Don't open the door. (≠1a)

(5) Don't make a move. (=2a)

ここから明らかになるのは、(1a) では、肯定命令文と否定命令文の意味は正反対となるのに対し、(2a) では両者はほぼ同じ意味を伝達するものとして解釈できるという点である。つまり、否定命令の含意という観点から、(1) と (2) は別のタイプの命令文であることが予想される。同様に、日本語の例にも同じテストを試みよう。(6) と (7) は (1b) と (2b) をそれぞれ否定命令文に書き換えたものである⁵⁾。

(6) 扉を開けるな。(≠1b)

(7) 動くな。(=2b)

英語の場合と同様、やはり (1b) では否定命令文との書き換えが不可能なのに対し、(2b) では可能である。では、否定命令の観点において、(3) は (1) と (2) のどちらのタイプに属するのであろうか。

(8) うそつくな。(=3)

-
- 4) 書き換えができるからといって、当該ペアが同じ意味を持つわけではない。形式が異なれば、当然、その生成過程、解釈過程も異なる。ここでは、書き換えられた文が元の文と同じ意味を持つことを主張しているのではなく、元の文で明示的ではない特徴を表面化するための一種のテストとして、書き換えによる含意を利用しているにすぎない。例えば、(1a) と (2a) に内在する差異は一見して明示的ではないが、各々の含意を考慮することで差異が表面化する。すなわち、(1) タイプは否定命令 (4) にすると決定的に意味が変化するタイプ、それに対して、(2) タイプは否定命令 (5) にしてもそのような決定的な変化は生じないタイプとして、(1) タイプから区別できるのである。
- 5) 「動くこと」の否定含意が考察対象であって、(2b) の肯定命令文をそのままを否定にした文の可能性を論じているわけではない。なお、ここでは「みる」は命令形で用いられる特殊な表現と考えており、実際、「?? 動いてみるな」とすると、その容認性が格段に下がるという事実を指摘しておく。

(8) の否定命令文はおよそ (3) の含意として機能できる。少なくとも、(3) が使用される状況で、代わりに (8) を使用しても何ら問題はないであろう。つまり、否定命令文との書き換えが可能なのなので、否定命令の含意に関して、(3) は (1) タイプではなく (2) タイプに属することが判明する。しかし、この観察は (2) と (3) が同じ種類ということが前提となって初めて有効な議論となる。もし (2) と (3) がそもそも異なる種類の命令文であるのであれば、否定命令の含意だけでは (2) と (3) を区別できないことになってしまう。次に述べるように、両者には少なからず違いがあるというのが本稿の立場である。

では、ここで、(3) の類例と思われるものを、先行文脈を含んだ形で (9) に提示する。いずれの下線部分の発話も、日本語の動詞命令形をとっており、かつ聞き手に向かって発せられているという点で、これらは本論文の考察対象となるものである。

- (9) a. 「イナゴは温い所が好きじゃけれ、大方一人で御這入りになったのじゃあろ」

「馬鹿あ云え。バッタが一人で御這入りになるなんて——バッタに御這入りになられてたまるもんか。——さあなぜこんないたずらをしたか、云え」

(夏目漱石『坊っちゃん』下線は筆者)

- b. 「兄さんも馬鹿にしていच्छる」

「兄さんですか。兄さんは大いに尊敬している」

「嘘を仰しやい。序だから、みんな打ち散けて御しまいなさい」

「そりゃ、或点では、馬鹿にしない事もない」

(夏目漱石『それから』下線は筆者)

- c. 「悦っちゃん、あんた悪い癖やわ、何でお客様が見えてはる時に、応接間覗くのん？」

「悦子覗いたりせえへんよ」

「嘘言いなさい、お母ちゃん見て知ってます。お客様に失礼やないの」

(谷崎潤一郎『細雪』下線は筆者)

いずれも、話し手にとって、先行する聞き手の愚かな発言を非難した命令文であり、その意味でいずれも否定命令の含意を持つことは明らかである。実際、「馬鹿（嘘）言うな」などの否定命令文に置き換えても談話上、支障はない。この時点で、(9)は(1)タイプでなく、(2)タイプに属することが予想される。しかし、(9)には、さらに(2)タイプの命令文から区別されるべき興味深い特徴がいくつか備わっている。

まず注目したいのが、(10)のように、(3)タイプには、逐語訳的に対応する英語の命令文は、元の(3)の日本語の命令文に対応しないという特徴がある⁶⁾。(1)や(2)では、英語にそのまま対応した日本語で当該命令文として機能するが、(3)ではそのような対応は見られない。

(10) Tell me a lie. (≠3)

(3)を(2)タイプから区別することに関して言えば、(2a)と(2b)のペアと違って、(3)には、(2a)に相当する英語の命令文が存在しない。(10)は(3)が使用される文脈では用いることはできないという点で、英語には(3)タイプは存在しないのである。

次に、(3)タイプの発話の使用文脈は命令文の中でも極めて特異である点に注意したい。一般的に、命令文は命令内容が現実となっていない状況で発せられる⁷⁾。

- 6) ここで意図している「逐語訳」とは、対応言語の文法体系に適う範囲で、できる限り同じ内容の語彙を用い、かつ同じ文法構造を備えるペアのこととする。従って、例えば、「うそつけ」の逐語訳は、同じ語彙（‘a lie’と‘tell’）を用い、かつ同じ文法構造（命令文）を備える(10)ということになる。なお、ここで、日本語「うそつけ」に相当する表現が英語には存在しないという主張しているわけではない。「うそつけ」に相当するものとして英語には様々な表現形式があり、その意味では、(3)タイプの命令文に相当する現象自体は日本語特有のものではなく英語にも存在する。しかし、英語では(3)のような命令文として表現されないのである。
- 7) 命令される内容がすでに現実となっている命令文の例として、祈願等で用いられることが多い、“predetermined cases”（Wilson and Sperber 1988）や“Have + -ed”の形式を持つ命令文が考えられる（この指摘は査読者による）。いずれも本稿が考える典型的な命令文とは言えないものの、(3)タイプの命令文との関連を明確にしておかなければならない。4.1節で詳しく述べるが、本論文における「現実性」とは、話し手が自らの直接経験に基づいて判断されるものであって、話し手と独立したレベルでの客観的な現実性を意図しているわけではない。predetermined casesやHave + -ed形式の命令文では、話し手は命令文で述べられる内容を直接経験しているわけではない。例えば、祈願の文脈において、命令内容が実際に現実のものになっているかもしれない。しかし、それを話し手が経験していないからこそ祈願できるのである。この点を考慮すると、これ

例えば、聞き手が本を読んでいるときに、「本を読め」という命令を発することは不適切である。当然とも思われるこの制約は、(1) タイプはもちろんのこと、脅迫の(2) タイプにも適用される。聞き手が盛んにあちこち動きまわっている状況下で、(2)を発するのは不自然であろう。しかし、(3)は相手が何か言った後、もしくは言っている最中で使用される命令文である。(3) タイプの類例として挙げた(9)を振り返って考えてみれば、いずれも、馬鹿なことや嘘を相手が言ってしまった後での発話であることは明白である。つまり、(3)タイプにおいては、命令する内容は、話し手にとって現実となっている状況で発せられるのである。

この使用文脈の特徴に関連して、(2)と(3)のさらなる違いを考えてみると、(3)には(2)に比べて格段に非生産的という性質があることに気付く。(11)と(12)を比較しよう。

(11) 動いてみる。話してみろ。壊してみろ。遅刻してみろ。etc.

(12) うそつけ。馬鹿言え。冗談言え。

(11)はすべて、命令内容が現実になっているという先ほど見た(3)の特徴を持たない命令文である。いずれも、望ましくない事態が起こるのを未然に防ぐ機能を持ち、それが起こった後に使用する命令文ではない。その意味で、(11)は(3)のタイプには属さない命令文である。これは、文脈次第でいくらかでも類例を挙げることが可能である。しかし、命令内容が現実になっている命令文を挙げるとなると、(12)のように非常に限られてしまう。実際、(3)タイプの命令文を作ろうと思えば、(13a)のように、命令形の動詞の前に来る名詞の種類が限定されるだけでなく、(13b)のように、動詞の種類も限られてくる。ここから必然的に、(3)タイプの命令文は(13c)のような構造のものということになり、自動詞を使った例も存在しないことが予想される⁸⁾。

らの例は、話し手が自ら経験して現実と判断する(3)タイプとは似て非なるものである。注14も参照。

8) もちろん、うそをつくことを頼んだり命令したりするような状況では、「うそつけ」であっても(1)タイプの命令文に属することは言うまでもない。また、(13)のような特異性から、(3)タイプはイディオムであって、命令文として(1)や(2)と同列に扱うべきではないという意見も散見される(大野1990; 窪園・西光1999; Shinzato 2002; etc.)。しかし、本稿ではあえて(3)タイプも命令文であるとして議論を進めている。

- (13) a. {うそ／馬鹿／冗談／*文句／*苦情} (を) 言え。
 (cf. {文句／苦情} を言う)
 b. うそ (を) {言え／つけ／*話せ／*重ねろ／*見破れ}。
 (cf. うそを {話す／重ねる／見破る})
 c. N (を) V_{imperative mood} {N= うそ／馬鹿／冗談, V= 言う／つく}

これらを踏まえて、もし (2) と (3) を意味機能的に異なる種類の命令文として分析すべきであれば、(1-3) を分類する際、本節冒頭で取り上げた否定命令の含意という基準だけでは不十分と言わざるを得ない。なぜなら、この基準だけでは、ともに否定命令の含意を持つ (2) と (3) を区別できないからである。両者がもし他の何らかの基準で区別されるのであれば、そちらの方がより妥当であることは言うまでもない。その可能性として、(1-3) の命令文における「みろ」との共起可能性を次節で観察する。

2.2. 「みろ」との共起性

本節では「みろ」を考察するため、日本語の命令文が観察対象となる⁹⁾。まず

その証拠として以下のような3つの事実に注目しよう。同様のテストは長野(1998)でも用いられている。ここでは、命令形イディオムとして、形式上は命令形をしつつ本稿の定義する命令の機能を全く有さない「明日は雨であれ、試合は行われる」の「あれ」と比較する。最初は、否定辞を付けられるか否か、つまり否定命令文への変形が文法上可能か否かである。命令文であれば、当然、その否定形も可能はずである。なお否定命令の含意を持つかどうかはこの議論と関係しない。

- (i) a. *明日は雨であるな、試合は行われる。
 b. うそつくな。

次に、文末詞を付けて当該文のニュアンスを変えられるか否かである。特に日本語の命令文では文末表現が豊富である。命令文では文末に変化をもたせることによって、全体としてのニュアンスを変えられるのである。

- (ii) a. *明日は雨で {あれよ／ありなさい}、試合は行われる。
 b. うそ {つけよ／つきなさい}。

最後に、文が独立して機能するか否かである。命令文であれば、従属する文が他になくてもそれ自体で発話として機能できる。

- (iii) a. 明日は雨であれ、*(試合は行われる)。
 b. うそつけ。

以上の諸特徴を考慮すれば、「うそつけ」などの (3) タイプの命令形は、イディオムではなく、本稿のように命令文として分析されるべきであろう。

9) 語彙的に具現化されないだけで、英語にも「みろ」に相当する認識が備わっていると

は、(1-3)の命令文に「みろ」がない場合と付いた場合とを比較してみよう。

(14) a. 扉を開けろ。(=1b)

b. 扉を開けてみろ。

(15) a. 動け。

b. 動いてみろ。(=2b)

(16) a. うそつけ。(=3)

b. うそついてみろ。

まず、(14a=1b)は、(14b)のように「みろ」を付けるとニュアンスは変わるものの、窓を開けることの実現を促すという根本の意味を保持したまま「みろ」と共起できる¹⁰⁾。それに対し、(15b=2b)の「みろ」をはずした(15a)は、元の(15b)とは全く異なる意味の命令文となってしまう。話し手にとって、(2b)では動いてほしくないことを表せるのだが、「みろ」がないとその意味は完全に消失してしまう。逆に、動くことを要請する命令文となってしまうのである。最後に、(16a=3)は、(16b)のように「みろ」を付けると、馬鹿げたことを言ったときの発話としては機能しなくなり、元の意味とは大きすぎてしまう。馬鹿げたことを言った相手に向かって使用できる命令文ではなくなってしまうのである。こうして、(14-16)から、原則的に(1)では「みろ」の共起は任意であり、(2)では必須、(3)では不可という差異が浮き彫りとなる。

最後に、これまでの議論を前節の否定命令文との書き換えとともに表1のようにまとめておこう。

[表1]

	(1)	(2)	(3)
否定命令の含意	×	○	○
「みろ」との共起性	○ (任意)	○ (必須)	×

想定することは理論上可能であるが、これ以上、詳しく論じない。

10) 「みろ」を付けると元の「開けろ」とニュアンスはやや異なる。後述するが、「みろ」によって開けるという内容を仮定的に提示している側面が現れるのである。いずれにしても、本節のここでの論点は、「みろ」の有無にかかわらず、扉を開けることの実現を促すという内容レベルでは共通しているという事実のみである。注18も参照。

先行研究で注目されてきた、否定命令の含意を持つか否かという基準は、(1)と(2)、(3)を分けるには有効かもしれない。確かに英語のみを扱うのであれば、(3)タイプが存在しない以上、これで十分かもしれない。しかし日本語を含む一般言語学的な命令文研究では、(2)と(3)を区別するためにはそれだけでは不十分である。そこで、日本語に現れる「みろ」という形式に注目し、その共起可能性を調べてみると、(1-3)でそれぞれ異なることが明らかとなった。続いて、これまでの観察を念頭に置きつつ、直接関連する先行研究を概観する。

3. 先行研究

方法論的には、命令形、あるいは動詞の原形という表面上の形式の分析のみでは、(3)を(1)や(2)から区別することはもちろん、(1)と(2)の間の区別さえ困難である。なぜなら、すべていわゆる命令形という形を取っており、差異は存在しないからである。そこで、積極的に文の意味の側面を取り入れた分析が求められるようになり、さらにはその意味を支える使用文脈をも射程に入れた総合的な分析が必要となる。実際、統語的な命令文分析では(1-3)の差異が議論されることはまずない(今井・中島 1978; Pollock 1989; Potsdam 1998; etc.)。また、記述的なアプローチであっても、その分析はせいぜい(1)と(2)の差異の研究にとどまり(Jespersen 1940; Bolinger 1977; Quirk et al. 1985; Davies 1986; etc.)、日本語など他言語と対照させて(1-3)のような命令文を包括的に扱ったものはほとんど存在しない¹¹⁾。ただ、以下で紹介するように、(3)の「うそつけ」タイプの命令文に触れたものにはいくつかあるが、前節の内容を踏まえれば、どれも十分なものとは言えない。いずれも(2)と(3)の差異には敏感ではなく、両者を同種のものとして議論している以上、本論文の立場からして問題なのである。

3.1. Yamanashi (2001)

Yamanashi (2001: 232-235) は、日本語と英語の Quotation 現象に注目して、

11) Takahashi (1994, 2000) や高橋 (2004) は命令文に関する数少ない対照研究だが、本稿で挙げる (3) タイプを含めた包括的な議論は今のところない。

引用される発話部分の語用論的な発語内効力の種類について論じている。本論文に関係する議論を取り上げると、例えば、(17a)の不適切性は、引用部分の発話は形式こそ命令形をしているが、その発語内効力は命令ではないことを示している。むしろ、(17b)で示すように警告の機能が備わっているのである。

- (17) a. **“Say that again”* Max ordered. (Yamanashi 2001: 232)
 b. *“Say that again”* Max warned. (ibid.)

同様に、日本語の例も見てみると、やはり(18)の引用部分の発話は命令形をとっているものの、その発語内効力は命令ではないことが分かる。(19)で示すように、命令とは異なる機能が命令形に備わっているのである。

- (18) a. **“Uso tuke!”* to meirei si-ta. (ibid.: 233)
 lie tell COMP order do-PST
 b. **“Moo-itido itte miro!”* to meirei si-ta (ibid.)
 again say try COMP order do-PST
 (19) a. *“Uso tuke!”* to tasiname-ta. (ibid.)
 lie tell COMP warn-PST
 b. *“Moo-itido itte miro!”* to keikoku si-ta (ibid.: 234)
 again say try COMP warn do-PST

さて、Yamanashi (2001)の主張自体には決定的な問題とならないかもしれないが、本研究にとって問題となるのが、Yamanashi (2001)の議論では(19a, b)の違いを強調せず、同種の命令文として分析している点である。しかし2節の観察を踏まえれば、これらは別に取り扱うべきものであった。興味深いことに、(19)で、「たしなめた」と「警告した」というように引用動詞の種類で違いを持たせている点は、(19a, b)における本質的差異に関するYamanashi自身の言語直観が反映されているとも解釈できる。実際、(19)と同じ状況での発話として、(19a, b)の引用動詞をそれぞれ入れ替えてみると、(20)で見ると(19)に比べその容認性は低下する。

- (20) a. ??「うそつけ！」と警告した。
 b. ??「もう一度言ってみろ！」とたしなめた。

さらには、この2つの動詞を使って、(21)や(22)のような書き換え操作を行ったとき、その対応関係において(19a)と(19b)とで違いが出ることから、両者の差異を垣間見ることができる。

- (21) a. 君がうそをつくのを私はたしなめた。 (=19a)
 b. 君がうそをついたのを私はたしなめた。 (=19a)
 (22) a. 君がもう一度言うのを私は警告した。 (=19b)
 b. 君がもう一度言ったのを私は警告した。 (≠19b)

(19a)は(21a, b)いずれにも対応しうるが、(19b)は(22a)にしか対応しない。この事実は、(19a, b)の本質的差異を示唆するさらなる証拠である。なお、このことは2節での指摘を想起すれば容易に説明がつく。すなわち、(9)などの使用文脈を考慮した観察によって、(3)タイプの「うそつけ」は、相手がうそをついたと思われる状況で使用されることがわかった。これは、まだ実現していないことを述べるという通常の命令の制約とは大きく異なる性質である。(19a)で引用された部分の命令文は、(13)で見た語彙選択の観点から考えても(3)タイプである。ということは、未実現の状況を述べるという命令の制約の拘束はなく、そのため、発話時における事態の成立を合意する「た」を用いた(21b)との対応が可能なのである。一方、(19b)の命令文は、「みろ」と共起している以上、(1)か(2)タイプの可能性があるが、「みろ」をはずすと決定的に意味が変わることから、(2)タイプに絞ることができる。従って、実現していない状況を述べるという命令文の一般的な制約を受け、「た」を用いた(22b)と対応しないのは当然である。このように、2節の観察を踏まえれば、(19a, b)は別のタイプの命令文であり、両者は区別されるべきものであることは明白である。

3.2. 仁田 (1991)

次に、日本語の命令文の意味を包括的に分析している仁田(1991)は、命令文を成立させるための3つの条件(23)を設定した上で(仁田1991: 239-240)、問

題となる命令文 (24) の分析を行っている。(23) の条件からの逸脱具合によって、その命令文の、命令文としての典型性ないし適切性が決定される。

(23) [I, a] 話し手は、相手たる聞き手に対して働きかけ行いうる立場・状況にある。

[I, b, 1] 話し手は、相手たる聞き手がある動きを実現することを、望んでいる。

[I, b, 2] 話し手にとって、相手が実現する事態は、都合のよい・望ましい・好ましいものである。

[II, a] 話し手の働きかけを遂行する相手が聞き手として存在する。

[II, b] 聞き手は、自分の意志でもって、その動きの実現化を計り、その動きを遂行・達成することができる。

[III] 命令されている事態は、未だ実現されていない事態である。

(24) a. 嘘をつけ! (仁田 1991: 250)

b. 撃てるものなら撃ってみろ! (ibid.)

本稿に関係する箇所のみ検討すれば、仁田の枠組みでは、(24) の命令文はいずれも「反語命令」と分類されている。このタイプの命令は [I, b, 1] と [I, b, 2], つまり [I, b] の条件を満たしていないと分析されるのである。ただ、(24a) の使用文脈を考慮した分析ではないため、(23) で言えば、[III] によって、(24a) と (24b) を区別するには至っていない。だが実際には、(9) で検証したように、(24a) は嘘をつくという事態が成立した時点での発話として機能し、仁田の枠組みで言えば、[I, b] の他にも、[III] も満たしていない命令文である。そこでこの問題点を改善すべく、4 節では、[III] を踏まえた提案を行い、(24a) と (24b) を理論的に区別できる枠組みを提示し、それに伴う利点を見ていく¹²⁾。

12) 仁田 (1991) では、[III] の条件は、否定命令文の分析において初めて機能する。なお、否定命令文に関して未実現の条件が満たされているか否かという仁田の議論は、後の本稿における「潜在型」と「既存型」の観点からの考察と矛盾するものではない。ただ、本論文における分析は、命令文の肯定・否定に関わらず、統一的に扱えるという利点を持つ。さらに、本論文では、「既存型」に限りなく近い「潜在型」という区分を設けるため、仁田よりきめ細かな分析となっている。

4. 分析

これまでの議論から、意味的にも形式的にも (1-3) は均等ではないことが十分推測される。そしてその差異は表1のようにまとめられたが、なぜこういう分布になるのかを説明しない限り、分類をしたにすぎない。そこで本節では、否定命令の含意を足がかりとして、(1-3) を区別する基準となった「みろ」との共起性の分布を説明することを目標とする。なお、否定命令の含意の分布を説明することは、この基準自体が (1-3) の有効な判別法とならなかったことから、ここでの議論対象としない。

4.1. 提案

本稿の提案は (25) である。

- (25) 命令される命題的内容を P とすれば、P は「潜在型」と「既存型」を両極とするスケール上に位置づけられる¹³⁾。

ここで言う「潜在型」「既存型」とは、P がすでに実現して現実のものとなっているか否かということを示す概念であるが、注意すべきは、「現実」と言っても決して客観的な意味での現実性等を意図しているのではなく、あくまでも話し手が自らの経験に基づいて現実のもの判断するか否かが問題となっているという点である¹⁴⁾。この (25) を (1-3) に適用すると、(1) の P は「潜在型」、(2) は限りなく「既存型」に近い「潜在型」、そして (3) は「既存型」であると考えられる。以下、この主張の根拠を述べていく。

13) 本来、命題とは真偽値の定められる文のことである。命令文は、普通の文と違って真偽値を決定できないものである以上、命令文に厳密な意味での命題はない。しかし、便宜上、命令文の先行研究に倣って、命令文で述べられる内容を命題的内容 P と呼ぶことにする。

14) この点に関して、(25) で提示した「既存型」と「潜在型」スケールは typology 等で用いられる *realis/irrealis* のスケールに基づく概念であり (Chafe 1995; Mithun 1995; etc.), 特に「既存型」は、Chafe (1995: 350) が *realis* 表現の典型として挙げている, “a state or event that was directly experienced by the speaker at an earlier time” や “a state that is being experienced at the time of speaking” と一致する。なお、関連性理論における命令文の定義の中で “potential” という概念が用いられるが (Sperber and Wilson 1986; Clark 1993; etc.), これは、理論背景的に、本稿の「潜在型」とは区別すべきものである。「潜在型」は上述のスケール上の「既存型」の対概念として捉えられる相対的なもので、 “potential” のような絶対的な概念ではないからである。

まず、(1) は典型的な命令文であるが、それが「潜在型」であることは、命令文は通常、実現していない状況に関して命ずる行為であることを想起すれば明らかであろう。例えば、窓が開いている状況で、「窓を開けろ」と命ずるのは奇妙である¹⁵⁾。実際、命令文の包括的な分析をしている Davies (1986: 48) では、命令を“presentation of a potentiality”と述べていることから、典型的な命令文の P を「潜在型」とするのは無理のない主張である。ただし、あくまで、上記の議論は典型的な命令文の場合であり、以下で見るように典型的な「潜在型」とは必ずしも言えない命令文も存在することに注意しなければならない。

では、脅迫で使用されるような (2) に移ろう。これは先の分類によれば「潜在型」なのであるが、限りなく「既存型」に近い「潜在型」であると考えられる。(1) の「扉を開けろ」のような典型的な命令文は、P が聞き手によって実現しそうなときにはあえて発話するまでもなからう。「扉を開ける」という P について聞き手が何も意識が及んでないときや、逆に P でないことが実現しそうなときに使用されるのが普通である。例えば、聞き手が何か仕事に没頭していて扉を開けることに意識が及んでいない場合や、親に叱られて自分の部屋に閉じこもっている場合などが分かりやすいかもしれない。いずれも「既存型」とは程遠い典型的な「潜在型」である。これらの文脈では (1) が使われるのであって、(2) のタイプとしての「扉を開けてみろ」は不適切である。しかし、聞き手が話し手の部屋の扉を無断で今まさに開けようとしているところを話し手に見つかってしまふといった状況を想定すれば、(2) のタイプとしての「扉を開けてみろ」は脅迫めいた命令文として途端に自然な発話となる。重要なのは、「扉を開ける」という P が今まさに実現しようとしている文脈という点である。このように個々の文脈に依存した説明となってしまうものの、(2) の P には (1) の典型的な「潜在型」にはないニュアンスが伴っていることは確実である。あるいは、こうしたニュアンスを持つことができるのが (2) のタイプの特徴であるとも言える¹⁶⁾。

15) 例えば、ジョークやコメディなどの文脈においては、この種の言語活動は普通であろう（この指摘は査読者による）。ただ、このような言語使用の奇妙さが面白さに直結する点を考えれば、これらの特殊な状況での発話は、本稿が扱うような典型的なものとは区別して扱わなければならない。

16) Clark (1993) は、関連性理論に基づいて、(2) タイプの命令文を (1) タイプの命令文から意味的に区別しているがここでは詳細は論じない。ただ本稿の議論と関わりが深

最後に、(3)が「既存型」であることを確認しよう。既に述べたが、(3)の文脈を想定すれば、Pが「既存型」であることは容易に推測できる。つまり、これは、話し手にとって馬鹿げたこととしか思えないことを言った相手に向かっての発話なのであるから、「うそをつく」というPは発話時点ですでに実現しているはずである。逆に言えば、実現した状況に対する話し手の評価である。Pが現実のものであるというさらなる証拠として、次のことに注目しよう。(3)に逐語訳的に対応する英語の命令文が存在しないことは前述したが、可能性として、(26)のような英訳が考えられる¹⁷⁾。

- (26) a. You're kidding.
- b. You're a liar.
- c. That's a lie.

(26)で興味深いのは、現在時制が用いられているということである。言い換えれば、(26)は、発話時における今現在の状況を述べているのである。これは、当該Pが話し手にとって、実現した状況、すなわち「既存型」であることの傍証に他ならない。

このように提案(25)に従って(1-3)を考えたとき、順に「潜在型」、「既存型」に近い「潜在型」、そして「既存型」という分類が可能になる。次に考察すべきことは、これらの提案が、表1で明らかになった「みろ」との共起性の分布とどう関係するかということである。

いのは、“informally the interpretation of this clause [=Come one step closer and I'll shoot.] is something like ‘you want to come closer and think you can’ or ‘you might be considering coming closer.’” (Clark 1993: 104) という観察である。実現の可能性が高いという点に関して、この引用内にある(2)タイプの英語命令文の文脈に関する記述と、本稿での日本語の場合の主張が整合する。

17) 他にも対応する英語表現は存在するであろうが、(26)では、現実の状況を符号化する現在時制が使用可能であるという事実が注目すべき点である。なお、(3)は“Don't tell a lie.”とも訳せるが、ここでの論点は、逐語訳としての“Tell me a lie”が(3)と意味機能的に対応するか否かである。参考までに、(9)の英訳は、順に、“Don't talk rubbish!” “Don't lie.” “You are not to lie to me.”であり、いずれも(3)タイプの逐語訳的な英語命令文が元の日本語命令文に対応しないこと(3)タイプが否定命令の含意を持つことの証左となる。

4.2. 「みろ」との共起性の説明

本節では、表1のうち、(1-3)を有意味に区分する基準であった「みろ」との共起性の分布を説明する。まず、「みろ」そのものの特徴を確認し、それを前節までの考察と考え合わせることで、(1-3)の命令文と「みろ」との共起性の差異を説明したい。

では、「みろ」の意味について考察することから始めよう。「みろ」を扱った研究としていくつか存在するが(村上1993; 長野1995, 1998; etc.)、中でも村上(1993: 110)は、命令文における「みろ」について、(27)の示唆的な観察を行っている。

(27) 「～してみろ」のかたちで、まず仮定的に状況をさしだし、つづけて、その結果として当然予測される事態をしめしながら、逆説的に警告をあたえている。

これを踏まえてさらに言えば、総じて「みろ」には、命令文のPに伴うある種の因果関係を聞き手に想起させる機能が備わっているということになる。すなわち、Pを実行すればある結果が伴う、という意味での因果関係の想起である(cf. 長野1998)。確かに、(2)のような典型的な「みろ」付き命令文では、結果となる文が後続していることが多い。(2)を人質に向かって発せられる脅迫命令文とすれば、例えば、「撃つぞ」や「殺すぞ」などが後続することが考えられる。もちろん、それらが文脈上明らかなときは(2)のように省略できることは言うまでもない。以上のことは、対応する英語の命令文と比較すればより明白になる。(2)は英語では*and*によって明示的に結合される(28)のような構文に相当する。

(28) Make a move and I'll shoot.

この種の命令文が*if*の意味を持ち、条件文と書き換えられることはこれまで数多くの先行研究で議論されてきた(Jespersen 1940; Bolinger 1977; Quirk et al. 1985; etc.)。重要なのは、条件文という因果関係を明示するマーカーである*if*を用いての書き換えが可能だという事実であり、これは、前半部分に命令文を含む

(28) の構文自体に、条件における因果関係の含意があることを強く示唆する。さらにその傍証として、因果関係がないまま *and* を使った上記のような構文を用いることはできないという事実もよく知られている (Bolinger 1977; Davies 1986; etc.).

(29) a. If you make a move, I'll shoot.

b. Make a move and I'll shoot.

(30) a. If you meet John, he wants you to go home with him.

b. *Meet John and he wants you to go home with him. (Bolinger 1977: 161)

(29) では「動くこと」と「撃つこと」との間に因果関係が成立するので書き換え可能なのであるが、(30) の「John に会うこと」と「彼が君と帰りがっていること」との間に因果関係は存在しないため (30b) は非文法的となる。たとえば会わなくても「John」は「君」と帰宅したがっていることも考えられ、会うこととジョンの気持ちとの間に因果関係は通常見出せないからである。このように *and* を使った構文に関しては、*if* 条件文よりも制約が強く、因果関係の存在が必須である。いずれにせよ、当該構文に対応する命令文が (2) の日本語の命令文だとすれば、そこでも何らかの因果関係が前提となっていることは十分想定でき、(27) を考慮すれば、その中心的な機能は「みろ」が担っているものと考えられる。実際、(15) で観察したように、「みろ」をはずせば、上で述べてきたような (2) 特有のニュアンスが消失してしまう。以上、日本語の「みろ」は条件における因果関係を想起させるマーカーになりうることを見てきた。次に、この「みろ」の観察に基づき、(1) から (3) の「みろ」との共起性の違いを順に考察していこう。なお、(1) では任意、(2) では義務的、(3) では不可という分布であった。

最初に、(1) を考えよう。本稿の提案でもあった命令文の命題的内容の「潜在型」「既存型」の分類で言えば、(1) の P は「潜在型」である。話し手にとってまだ現実となっていないのであるから、命令文の命題的内容 P を聞き手に仮定的に提示するかどうかは話し手に委ねられていることになる。つまり、仮定的に提示してもよいし、行為実現を要請する内容としてもよい。ここで、因果関係を

伴う仮定的条件を示すマーカーが「みろ」であることを思い起こせば、(1)では「みろ」との共起は任意となる。仮定として提示された場合は、「みろ」が使用され、純粋に行為の実現を促す文として発せられるときは「みろ」は付加されないのである¹⁸⁾。このように、(1)タイプの命令文は、Pの「潜在性」ゆえに「みろ」の共起が任意なのである。

次に、(2)のPは「既存型」に近い「潜在型」であった。「潜在型」である以上、(1)のようにPを仮定的な条件として提示することは可能である。ただ、(2)で重要なのは、(1)と違って、Pが今まさに実現しようとしているという点である。さらに言えば、その実現を話し手は確信しており、それを促す発話がなくても聞き手はPを実現するだろうと考えている。従って、実現はしていないがその実現が必至であろうという(2)の場合、(1)と違って、行為の実現を促す必要はなく、むしろPは条件としてのみ提示される¹⁹⁾。あるいは、仮定としての提示と行為実現の要請のうち、後者としての可能性が閉ざされているとも言えよう。結果、仮定的な条件としての提示を強えられることになり、(2)のPは仮定として提示せざるを得ない。今一度、「みろ」が因果関係を伴う仮定を提示する機能を担うマーカーであったことを考え合わせれば、(2)において「みろ」の使用が義務的である理由が自ずと明らかとなる²⁰⁾。

18) 例えば、「書いてみなさい」と「書きなさい」を比較したとき、「みろ」がついた命令文でも書くことを要請していることは否めない。しかし、注10でも少し述べたように、「みろ」のついた命令文のPの場合は仮定的に提示されるという側面が強調される。その証拠に、「書いてみなさい」の場合、「書きなさい」に比べて、仮定を明示する「試しに」「仮に」などと共起しやすい。なお、(2)タイプで強制的に「みろ」が使われるときは、「?? 試しに動いてみろ」のようにやや不自然となり、(1)タイプとは異なる。この点に関して、(1)と共起しうる「みろ」と(2)と共起する「みろ」とは何らかのレベルで区別するという分析の可能性が考えられるが、本稿ではこれ以上、詳しく論じない。

19) Pが条件として強えられる場合として、本稿で扱ったような、実現が確実な潜在性とは別の要因も考えられる。例えば、現実に反する状況を述べるときである。仮にPを「男であること」としよう。そして現実には「女であること」とした場合、Pを提示するためには、「男で{あってみろ/*あれ}、(顔を殴られていたところだ)」などとなる。現実に反するため仮定としてしか提示できず、結果、「みろ」の使用が義務的となるのである。

20) ここで注意しておきたいのは、「みろ」は因果関係を伴う仮定的な条件のマーカーであったので、「みろ」が共起した場合は、たとえ言語化されなくとも、何らかの因果関係が想定できなくてはならないということである。例えば、(2)であれば、「撃つぞ」などがこの帰結部に相当する。

最後に、(3) について考えよう。(1) とは対照的に、(3) の P は「既存型」であった。「潜在型」とは違って、話し手にとって P はすでに現実なのであるから、因果関係を伴う条件として P を提示することは論理的に不可能である。このことは、「みろ」が担う仮定の機能とは相容れないことを意味する。「現実」と「仮定」とは両立しないと言ってもよいだろう。このように、(3) は「既存型」ゆえに、話し手が仮定的な条件として P を提示する可能性が閉ざされているのである。これが、(3) の命令文と「みろ」が共起不可能な理由である。

5. 提案の利点

本節では、提案 (25) には様々な利点があることを見る。1つは、肯定命令文であっても否定命令文であっても、その命題的内容に関しては、「潜在型」「既存型」という2つの種類を持つという全く並行的な意味構造が明示的になるということである。(25) を想定しない限り、否定命令文を特別視することになり、この種の並行性を捉えることは困難である。もう1つの利点として、本分析が日本語と英語を同時に扱える、より一般的な命令文分析として妥当であることを論じるとともに、本研究と従来の命令文研究との関連にも言及する。

5.1. 否定命令文との統一性

次のような典型的な否定命令文を考えることから始めよう。

- (31) a. Don't smoke here.
 b. ここで煙草を吸うな。

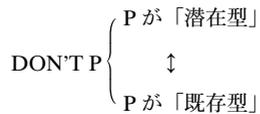
英語でも日本語でも (31) の命令文は、まだ煙草を吸ってない相手に予防策として言う場合もありうるし、話し手の目の前で吸っている相手に使うこともある。ここから、先行研究では、否定命令文には2種類あるという主張がなされ、「～しないよう命ずるもの」(予防) と「～することを禁ずるもの」(禁止) とに大別される。もちろん、この分類自体は決して間違いではないのであるが、次の2点を考えれば、このままではまだ不十分と言わざるを得ない。まず1つ目として、(31) の否定命令文は、まだ吸っていない相手、あるいは目の前で吸っている相

手の他に、ポケットからライターを取り出し今まさに吸おうとしている相手に向かって使用できる点に注目したい。まだ吸っていない相手への発話との違いは徹々たるものかもしれないが、他の否定命令文に関しても使用文脈を想定してみれば明らかなように、「今まさに～をしようとしている相手に～を禁ずるもの」という、予防と禁止の言わば中間的な位置づけの意味の存在は否定できない。このように、完全な二項対立では捉え切れない意味の存在にもっと注意を払うべきである。2つ目として、これまで否定命令文のみに関して論じられてきた上記の二項対立では、否定命令文の特異性を強調させることになり、肯定命令文との関連性が不明確となる。同じ命令文として機能している以上、肯定命令文と否定命令文とでそれらの共通性に重きを置いた研究があっても何ら不思議なことではない。むしろ、その方が自然なアプローチであろう。しかし、これまでの分析では、両者の違いに注目するあまり、その共通性の探求という視点を軽視してきたように思われる。

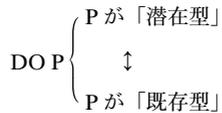
では、以上のような問題点を(25)の提案によって解決できることを、(31)を参照しながら確認していこう。命令(ここでは予防や禁止など)される命題的内容を、これまでと同様にPとすれば、Pは「喫煙すること」であり、Pにはまだ実現していない「潜在型」と話し手にとってすでに現実になっている「既存型」、さらには限りなく「既存型」に近い「潜在型」が存在するということになる。言うまでもなく、(25)に基づくこの分類は、上述の二項対立を超えたきめ細かな分類として機能している。(31)に戻って考えれば、それぞれ、まだ吸っていない相手に吸わないよう命じる場合、今まさに吸おうとしている相手の行為を前もって阻止する場合、そして吸っている相手の行為を禁ずる場合が対応することになる。さらに興味深いのは、(25)の提案によって、これまで扱ってきた肯定命令文と(31)の否定命令文の事実と全く並行的に捉えられている点である。すなわち、(25)を採用すれば、肯定命令文のPにも「潜在型」、「既存型」とその中間段階があることになり、(31)で観察した否定命令文の場合と全く同様のパターンを示すことが明らかになるのである。そもそも、否定命令文のPに関してのみ、「潜在型」「既存型」があるというのは不自然なことであることは先に述べた。(25)のように肯定命令文のPにも両タイプがあるという本論文の提案

に注目すれば、命令文の命題的内容に関する上記のような非均一性は解消され、少なくとも命令文における命題的内容に関して、否定命令文を特別視する必然性はなくなる²¹⁾。これが (25) の提案をすることに伴う利点であり根拠でもある。ここで、これまでの議論をまとめておくと、(32) (33) のようになる。P は命令される命題的内容を表し、DON'T と DO はそれぞれ否定命令（予防や禁止などの発語内効力が該当）と肯定命令を抽象的に示している。こうして、命令文の形式上の肯定、否定にかかわらず、P は「潜在型」と「既存型」を両極とするスケール上に位置づけられることになる。矢印は、中間段階として「既存型」に限りなく近い「潜在型」が存在することを意図している。

(32) 否定命令文：



(33) 肯定命令文：



5.2. 日英語の対照

次に、日本語と英語の対照的な観点から (25) を検討してみよう。2 節でも述べたが、英語の命令文を扱う限りでは、従来の否定命令の含意という概念を導入すれば命令文分析にとって十分であるかもしれない。しかし、日本語の命令文にも視野を広げたより一般的な言語研究を目指す場合、その基準のみでは細部まで行き届いた分析は不可能である。実際、(2) と (3) はいずれも否定命令の含意

21) 否定命令文に伴う問題の経緯は Davies (1986) で紹介されている。例えば、命令には行為を促すという肯定的な性質が伴うが、否定命令文では否定辞によって命令文のその性質が打ち消されて定義上矛盾しないかという問題等である。こうしたことを背景に否定命令文の特異性が注目された。なお、生成文法による否定命令文の分析では、*Don't* のステータスや構造的な位置を決定することや (Pollock 1989)、*Do* と *not* を分離できるか (Potsdam 1998) などが主な論点となる。

を持つことになり、両者の有意な差異を記述することができなかった。これに対し、本論文の提案(25)を採択すれば、この両言語の命令文に関する違いを十分に捉えることができるようになる。実際、(32)と(33)の図式に、これまで明らかになった命令文の事実を付け加えれば、その差は一目瞭然となる。チェック印は、左側のスケールに該当する例文が存在することを示す。

(34) 否定命令文：		〈英語〉	〈日本語〉
DON'T P	$\left\{ \begin{array}{l} P \text{ が「潜在型」} \\ \downarrow \\ P \text{ が「既存型」} \end{array} \right.$	✓(31a)	✓(31b)
		✓(31a)	✓(31b)
		✓(31a)	✓(31b)
(35) 肯定命令文：		〈英語〉	〈日本語〉
DO P	$\left\{ \begin{array}{l} P \text{ が「潜在型」} \\ \downarrow \\ P \text{ が「既存型」} \end{array} \right.$	✓(1a)	✓(1b)
		✓(2a)	✓(2b)
		無し	✓(3)

否定命令文においては、Pの性質に関して両言語で差は存在しないが、肯定命令文に関してはその差が見られる。言い換えれば、Pの「潜在型」と「既存型」のスケール上で、日本語の方が英語よりも位置する幅が広く、言わば柔軟であるという側面を示している。こうした対照言語学的な分類を可能にしたのは、本稿の提案である(25)に他ならず、逆に言えば、(25)を想定しない限り、このような包括的な分析は困難である。

最後に、従来の伝統的な概念に対して(25)の提案はある種の提言を行っていることに注目したい。これまでの命令文研究において、自制可能性という概念によって、命令文としての成立可能性が論じられてきた(Kuno 1970; Ljung 1975; etc.).

- (36) a. *Be a girl! (Kuno 1970: 352)
 b. Be a good girl! (ibid.)

(36a)は自ら制御可能な自制可能な命題的内容ではないので、命令文としては容認されないが、(36b)では自制可能な内容となるため命令文として適切なので

ある。この制約自体、命令文を考察する際に欠かせないものであるが、本研究が目指すようなより包括的な命令文分析を試みようとしたとき、この自制可能性の制約のみでは不十分である。例えば、「うそをつく」という命題の内容は自制可能である。自ら意図してうそをつくこともできるし、つかないようにすることもできる。従って、この命題の内容は自制可能であり、命令文として可能なことが予測される。しかし実際には、(3)タイプの「うそつけ」に相当する命令文は、日本語に関しては可能であるが、英語では該当する命令文は不可能であり存在しない。(34)(35)のような両言語の命令文の違いを記述できたのが、「潜在型」「既存型」といったPの性質に着目したおかげであるならば、提案(25)は、命令文を論じる際に不可欠なもう1つの観点を提供していると言えよう。すなわち、命令文の成立条件として、従来のPの自制可能性に加え、言語ごとに異なる「潜在型」「既存型」のスケールの存在も考慮に入れるべきなのである。

6. 結論

本論文では、日本語と英語の命令文に着目しながら、それらの有効な分類を考察してきた。その際、提案として、命令される命題の内容をPとしたとき、Pには「潜在型」と「既存型」を両極とするスケールがあり、その位置づけの違いによって意味的な差異が生じることを論じた。文の形式的な側面に加え、発話の意味やその文脈をも積極的に言語分析に取り入れたことによって、より細やかな命令文分析が可能となっていることを期待する。と同時に、ここで扱った英語と日本語の差がどういった理由で生じるのかといった本質的な問題や、命令文が「みる」と共起すれば仮定的に提示できる理由等に関しては今後の課題としなければならないことを付け加えておく。

参 照 文 献

- Bolinger, Dwight (1977) *Meaning and form*. London: Longman.
- Chafe, Wallace (1995) The realis-irrealis distinction in Caddo, the northern Iroquoian languages, and English. In: Joan Bybee and Suzanne Fleischman (eds.) *Modality in grammar and discourse*, 349–365. Amsterdam and Philadelphia:

John Benjamins.

Clark, Billy (1993) Relevance and 'pseudo-imperatives'. *Linguistics and philosophy* 16: 79–121.

Davies, Eirlys (1986) *The English imperative*. London: Croom Helm.

今井邦彦・中島平三 (1978) 『文 (II)』東京：研究社.

Jespersen, Otto (1940) *A modern English grammar on historical principle* V. London: George Allen and Unwin.

窪蘭晴夫・西光義弘 (編著) (1999) 『日英語対照による英語学概論』東京：くろしお出版.

Kuno, Susumu (1970) Some properties of non-referential noun phrases. In: Roman Jakobson and Shigeo Kawamoto (eds.) *Studies in general and oriental linguistics presented to Shiro Hattori on occasion of his sixties birthday*, 348–373. Tokyo: TEC Company.

Ljung, Magnus (1975) State control. *Lingua* 37: 129–150.

Mithun, Marianne (1995) On the relativity of irreality. In: Joan Bybee and Suzanne Fleischman (eds.) *Modality in grammar and discourse*, 367–388. Amsterdam and Philadelphia: John Benjamins.

村上三寿 (1993) 「命令文—しろ, しなさい—」『ことばの科学』6: 67–115. 東京：むぎ書房.

長野ゆり (1995) 「シロとシテミロ—命令文が仮定を表す場合—」宮島達夫・仁田義雄 (編) 『日本語類義表現の文法』下: 655–661. 東京：くろしお出版.

——— (1998) 「仮定を表す「～てみろ」の用法について」『日本語教育』96: 143–153.

仁田義雄 (1991) 『日本語のモダリティと人称』東京：ひつじ書房.

大野 晋 (1990) 「嘘をつくなというのに嘘をつけとは？」『日本語相談』2: 167–170.

Pollock, Jean-Yves (1989) Verb movement, universal grammar and the structure of IP. *Linguistic inquiry* 20: 365–424.

Potsdam, Eric (1998) *Syntactic issues in the English imperative*. New York and

London: Garland Publishing.

Quirk, Radolph, Sidney Greenbaum, Geoffrey Leech and Jan Svartvik (1985) *A comprehensive grammar of the English language*. London: Longman.

Shinzato, Rumiko (2002) From imperatives to conditionals—the case of *~shiro/are* and *~te miro* in Japanese. *CLS* 38-1: 585–600.

Sperber, Dan and Deirdre Wilson (1986) *Relevance: communication and cognition*. Oxford: Basil Blackwell.

Takahashi, Hidemitsu (1994) English imperatives and speaker commitment. *Language sciences* 16-3: 371–385.

Takahashi, Hidemitsu (2000) English imperatives and passives. In: Ad Foolen and Frederike van der Leek (eds.) *Constructions in cognitive linguistics*, 239–258. Amsterdam: John Benjamins.

高橋英光 (2004) 「命令文の日英比較」 *JELS* 21: 179–188.

Wilson, Deirdre and Dan Sperber (1988) Mood and the analysis of non-declarative sentences. In: Jonathan Dancy, J. M. E. Moravcsik and C. C. W. Taylor (eds.) *Human agency: language, duty and value*, 77–101. Stanford: Stanford University Press.

Yamanashi, Masa-aki (2001) Speech-act constructions, illocutionary forces, and conventionality. In: Daniel Vanderveken and Susumu Kubo (eds.) *Essays in speech act theory*, 225–238. Amsterdam: John Benjamins.

引用文献

夏目漱石『坊っちゃん』新潮文庫。(*Botchan*, translated by Allan Turney, Tokyo: Kodansha International.)

夏目漱石『それから』新潮文庫。(*And then*, translated by Norma Moore Field, Baton Rouge and London: Louisiana State University Press.)

谷崎潤一郎『細雪』新潮文庫。(*The Makioka sisters*, translated by Edward G. Seidensticker, Tokyo: Charles E. Tuttle Company.)

Three Types of Imperatives: Japanese/English Imperatives and the Scale of Potential/Actual-Type

Hideki MORI
(Osaka University)

The purpose of this study is to consider imperatives in Japanese and English from the perspective of general linguistics. The idea that imperatives can have a negative implication has been repeatedly exploited to classify them. As far as English imperatives are concerned, this criterion may be necessary and sufficient. They can thereby be divided into two groups: imperatives that carry negative implications and those that do not. I will demonstrate, however, that this does not hold true for Japanese imperatives. As evidence for this, I will discuss the compatibility of the Japanese auxiliary verb *miro* with imperatives. It is claimed that imperatives have at least three basic types, which are distinguished by different degrees of compatibility with the verb in question: optional, obligatory and unacceptable. To give a principled account of this fact, I propose a scale of the propositional content of imperatives, which has two polar opposites: potential-type and actual-type. On this scale, imperatives are classified according to whether they rely on the speaker's direct experience. Not only does the proposed scale allow us to explain different degrees of compatibility of *miro*, but it can also offer several refinements to existing knowledge about imperatives. Since imperatives, whether affirmative or negative, are located somewhere on the scale, no assumption of the so-called idiosyncrasy of negative imperatives is needed in the present paper. The discrepancy in the scale between Japanese and English imperatives in turn makes their typological differences clear.

(受理日 2005年4月20日 最終原稿受理日 2005年12月15日)